

## 6 通勤手当について

令和6年1月現在

### (1) 支給対象者

通勤のために交通機関や交通用具(自動車・原動機付自転車・自転車等)を利用する職員は、「住居届・通勤届・氏名(変更)届」(以下、通勤届)を提出すると、認定後に通勤手当が支給されます。

### (2) 支給金額(支給限度額：1か月 55,000円／6か月330,000円)

#### ア 交通機関(電車・バス等)利用者

・電車：6か月定期券代、回数券代、ICカード(PASMO・Suica)代を比較して安価なものを支給  
・バス：定期券代、ICカード(PASMO・Suica)代等を比較して安価なものを支給  
4月は1か月定期券代と比較します。

なお、定期券代は利用期間ごと、ICカード代及び回数券代は1か月ごとに支給します。

#### イ 交通用具(自動車・原動機付自転車・自転車等)の利用者

規則で定められた額(種類・距離で異なる)を1か月ごとに支給します。

#### ウ 特別乗車券等利用者

特別乗車券等を交付されている職員の運賃等は、特別乗車券等の種類ごとに定められた区間の運賃を差し引いた額とします。

特別乗車券を利用する際には、特別乗車券を利用する旨を届出書に記載し、特別乗車券のコピーを必ず送付してください。

特別乗車券等とは・・・特別乗車券等の種類ごとに定められた区間について、一部区間運賃等を負担せずに、又は割引後の運賃で利用できる乗車券等をいいます。  
※株主優待乗車証等も含みます。

### (3) 認定基準

通勤経路の認定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的(安価)かつ合理的と認められる通常の通勤経路によるものとします。

通勤距離が片道1.0km未満であれば、徒歩により通勤するものとします。

交通機関等は、通勤距離が片道1.0km以上あり、かつ、営業距離が片道1.0km以上あれば利用することができます。ただし、身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当する職員については、片道1.0km未満でも利用できます(距離制限の適用除外)。

### (4) 書類の提出について

**提出期限…令和6年2月14日(水)必着**

※ 提出が遅れると4月給与支給日に手当が支給されない場合があります。

#### ア 現住所と令和6年4月1日時点の住所が同じ場合

令和6年2月14日必着

送付票①、通勤届、添付書類(駐輪場等の契約書のコピー・住居から駐輪場等への経路を記入した地図等)を提出

イ 1～3月中に転居予定で、現住所と令和6年4月1日時点の住所が異なる場合

(ア) 令和6年2月14日必着

送付票①に次の内容を記載して提出 (※送付票①は必ずコピーをとる)

・通勤届、添付書類が提出できる時期

(イ) 住居が決まり次第大至急提出

送付票①のコピー、通勤届、駐輪場等の契約書のコピー等の添付書類を提出

ウ 令和6年4月1日時点は、ホテル(ウィークリーマンション含む)や親戚、友人宅にいる予定で、採用後に転居する場合

令和6年2月14日必着

・送付票①、通勤届を提出

※通勤届表面には提出日時点での住民票上の住所を記載

あわせて、通勤届裏面の下部余白に、4月1日の滞在予定地名称等(ホテル名や友人宅等)を必ず記載。ウィークリーマンションはその旨も必ず記載。

※申出内容に不備がある場合や提出の時期によって、4月の給与支給日に通勤手当が支給されない、又は支給の開始が遅れる場合があります。

4月1日以降に転居後、新住所での通勤届を再度提出してください。

上記ア～ウのパターンに対応する住居手当の詳細は、

『5 住居手当について』

『7-1 「住居届・通勤届・氏名(変更)届」記入要領』

『7-2 記入例』をご確認ください。

(5) 諸注意事項

ア 通勤経路の認定について

住居から職場までの経済的かつ合理的な経路で認定します。申請内容によっては、経路を変更する場合があります。

イ 住居の最寄り駅について

電車：住居から片道1.0km未満にある駅のすべて

バス：原則として住居から最も近いバス停

※片道1.0km未満に駅がある場合、原則としてバスは利用できません。

(経済性又は合理性に優れている場合を除く)

ウ 横浜市研修センターの最寄り駅について

みなとみらい線日本大通り駅、JR石川町駅です。

4月分 :横浜市研修センターを勤務場所として、1か月分を支給します。

5月分以降:配属先を勤務場所として、定期券等の利用期間ごとに支給します。

配属先の労務主管課へ、配属後15日以内に必ず通勤届を提出してください。

エ 交通用具(自動車・原動機付自転車・自転車等)の利用について

通常の利用距離が片道1.0km以上あり、かつ、利用を常例としている場合、通勤手当が支給されます。なお、利用距離は、実際に通行可能な最短距離で認定します。

住居から最寄り駅間で交通用具を利用するには、①住居～最寄り駅②住居～駐輪場等の距離がいずれも1.0km以上ある必要があります。

交通用具を利用する場合は、駐輪場等をご自身で確保してください。

**提出が必要な添付書類は次の2点です。【提出期限：令和6年2月14日（水）必着】**

(ア) 住居から駐輪場等までの経路を記入した地図（手書き作成の地図は不可）

(イ) 駐輪場等の契約書のコピー等（いずれか）

**・現在使用中の駐輪場等を4月1日以降も使用する場合**

4月1日以降の契約が確認できる契約書のコピー

※契約更新前のため、4月1日が契約期間に含んでいない場合

1月1日以降の契約が確認できる駐輪場の契約書のコピー もしくは

1月1日以降の日付の利用券等（1日分）のコピー

**・4月1日以降に駐輪場等の使用を開始する場合**

4月1日以降の契約が確認できる駐輪場等の契約書のコピー もしくは

4月1日以降の日付の利用券等（1日分）のコピー

※4月1日以降に駐輪場等の使用を開始する場合

契約書や利用証等が令和6年2月14日に間に合わない場合は、令和6年4月2日までにご提出ください。その後の提出は、4月の給与支給日に通勤手当が支給されませんのでご注意ください。

※認定の効率化のため利用券「1日分」としてありますが、採用時以外の通勤経路認定では「連続した3日分」の利用券が必要です。

オ 距離制限の適用除外を受ける場合

身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当し、片道1.0km未満の交通機関を利用する場合は、添付書類として身体障害者手帳またはカードのコピー（両面）をご提出ください。

カ 受給している通勤手当額よりも安価な経路及び方法で通勤することや、通勤届の変更を怠ることは、不適正受給となります。